

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則

昭和 29 年 5 月 29 日最高裁判所規則第 6 号
改正 昭和 35 年 6 月 25 日最高裁判所規則第 10 号
平成 24 年 7 月 17 日最高裁判所規則第 9 号

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を次のように定める。

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則

- 1 各家庭裁判所は、当分の間、事務上特に必要があるときは、所属の家庭裁判所調査官補のうち、家庭裁判所調査官の職務（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十七条第一項の規定による審判に必要な調査及び死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る少年の保護事件の審判に必要な調査を除く。）を行わせる者を指名することができる。
(昭三五最裁規一〇・平二四最裁規九・一部改正)
- 2 前項の指名を受けた家庭裁判所調査官補は、同項に掲げる家庭裁判所調査官の職務に関し、当該家庭裁判所の家庭裁判所調査官の権限を有する。
(昭三五最裁規一〇・一部改正)

附則

- 1 この規則は、昭和二十九年六月一日から施行する。
- 2 家事調査官補の職権の特例に関する規則（昭和二十六年最高裁判所規則第三号）及び少年調査官補の職権の特例に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第十二号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際現に附則第二項の規則の規定により家事調査官又は少年調査官の職務を行う者に指名されている者は、この規則第一項の規定によつて指名された者とみなす。

附則（昭和三五年六月二五日最高裁判所規則第一〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に家庭裁判所調査官の職務を行なう者に指名されている者は、この規則による改正後の家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則によつて指名された者とみなす。

附則（平成二四年七月一七日最高裁判所規則第九号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。